

(2) 効果の発現状況

勸 告	説明図表番号
<p>地域活性化 3 計画の目標の達成状況に関する市の認識や設定された指標の目標達成状況による効果の発現状況について調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p><b>ア 地域再生計画</b></p>	
<p>今回調査対象とした 76 計画において 276 指標が設定されている。</p>	
<p>① 指標の設定数別にみると、1 指標のものが 12 計画 (15.8%)、2 指標のものが 18 計画 (23.7%)、3 指標のものが 15 計画 (19.7%)、4 指標のものが 9 計画 (11.8%)、5 指標以上のものが 20 計画 (26.3%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-①</p>
<p>なお、指標が設定されていないものが 2 計画 (2.6%) あった。</p>	
<p>② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標（事業量や事業の実施率と同義のものとして当省が整理した指標。以下同じ。）が 65 指標 (23.6%)、雇用者・従業者の創出数が 48 指標 (17.4%)、計画が実施された地域への観光入込客数が 22 指標 (8.0%)、研修・講演会などの参加者数が 20 指標 (7.2%)、計画が実施された地域で新たに活動を開始したボランティア団体等の数が 12 指標 (4.3%) などとなっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-②</p>
<p>③ 計画期間別にみると、3 年未満のものが 25 計画 (32.9%)、3 年以上 5 年未満のものが 22 計画 (28.9%)、5 年以上 6 年未満のものが 19 計画 (25.0%)、6 年以上のものが 10 計画 (13.2%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③</p>
<p><b>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</b></p>	
<p>計画全体の総合的な目標の達成状況（個別の指標ごとではなく、計画全体の目標の達成状況。以下同じ。）の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった 7 計画を除く 69 計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。</p>	<p>表 2-(2)-ア-④</p>
<p>① 「目標を達成した（かなり活性化が図られた）」が 32 計画 (42.1%)</p>	
<p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 37 計画 (48.7%)</p>	
<p>③ 「目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化）」と回答があった計画はない</p>	
<p>④ 「分からない」が 7 計画 (9.2%)</p>	
<p>また、調査対象とした 76 計画のうち、指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない 8 計画を除く 68 計画において、指標が測定されている 225 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑤</p>

<p>① 全ての指標について、計画実施後に測定した値（評価値）が計画作成時に目標とした値（目標値）に達した計画が 20 計画（29.4%）</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が計画作成時に基準として設定した値（基準値）より改善しており、目標達成度 7 割以上（注）の計画が 11 計画（16.2%）</p> <p>（注）目標達成度 7 割以上とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう（以下同じ。）。</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 32 計画（47.1%）</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 5 計画（7.4%）</p> <p><b>(イ) 効果の発現状況</b></p> <p>今回、調査対象とした 76 計画の 276 指標から、i) 計画で設定されている指標が測定されていない 51 指標、ii) 指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていないと認められる 4 指標（本項目において、i) 及び ii) のように効果の把握ができていないと認められる指標（後述 2(3)ア(ア)から(ウ)、2(3)イ(ア)及び(イ)参照）を、以下「未測定等指標」という。）及び iii) アウトプット指標 65 指標を除く 62 計画 159 指標について、市による測定結果を計画別に整理した（注）。</p> <p>（注）iii) については、計画の進捗状況ではなく、計画を推進したことによる効果の発現状況を把握するために除外した（以下イ(イ)において同じ。）。</p> <p>なお、i)、ii) 又は iii) に重複して該当する指標があるため、276 指標から i)、ii) 及び iii) の合計である 120 指標を除いても 159 指標とはならない。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 23 計画（37.1%）（うち未測定等指標が含まれるものが 8 計画）、</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 7 計画（11.3%）（うち未測定等指標が含まれるものが 1 計画）、</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 22 計画（35.5%）、</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 10 計画（16.1%）であった。</p> <p>こうしたことから、地域再生計画については、一定の効果が発現しているとみられる。</p> <p>また、内閣府は、地域再生基本方針に掲げる目標の一つである「地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すこ</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑥-i、ii</p> <p>表 2-(2)-ア-⑦、⑧</p>
---	--

<p>とにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること」に関し、同府の「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 27 年 9 月）において、「地域再生計画の認定件数については、目標値 144 件に対し、実績値 204 件と、目標を大きく上回る結果となった」と評価している。</p> <p>なお、地域再生の成功事例を示すことについては、後述 2(4)のとおり、改善すべき点がみられる。</p>	
<p><b>イ 都市再生整備計画</b></p>	
<p>今回調査対象とした 171 計画において 577 指標が設定されている。</p>	
<p>① 指標の設定数別にみると、2 指標のものが 12 計画 (7.0%)、3 指標のものが 103 計画 (60.2%)、4 指標のものが 38 計画 (22.2%)、5 指標以上のものが 18 計画 (10.5%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p>
<p>② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標が 119 指標 (20.6%)、地域住民等の満足度が 91 指標 (15.8%)、公共公益施設等の利用者数が 64 指標 (11.1%)、歩行者・自転車の通行量が 57 指標 (9.9%)、居住人口が 46 指標 (8.0%)、計画が実施された地域への観光入込客数が 43 指標 (7.5%) などとなっている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-②</p>
<p>③ 計画期間別にみると、5 年未満のものが 15 計画 (8.8%)、5 年のものが 155 計画 (90.6%)、5 年を超えるものが 1 計画 (0.6%) となっている (注)。</p>	<p>表 2-(2)-イ-③</p>
<p>(注) 計画期間と都市再生法第 47 条第 2 項に基づく交付金の交付期間が異なる計画については、交付期間で区分している。</p>	
<p><b>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</b></p>	
<p>計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった 3 計画を除く 168 計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。</p>	<p>表 2-(2)-イ-④</p>
<p>① 「目標を達成した (かなり活性化が図られた)」が 82 計画 (48.0%)</p>	
<p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 86 計画 (50.3%)</p>	
<p>③ 「目標を達成しなかった (計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化)」と回答があった計画はない</p>	
<p>④ 「分からない」が 3 計画 (1.8%)</p>	
<p>また、調査対象とした 171 計画 577 指標のうち、指標の評価値が一つも測定されていない 3 計画 9 指標を除く 168 計画 568 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。</p>	<p>表 2-(2)-イ-⑤</p>

<p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 48 計画 (28.6%)</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 18 計画 (10.7%)</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 91 計画 (54.2%)</p> <p>④ ①から③のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 11 計画 (6.5%)</p>	
<p><b>(イ) 効果の発現状況</b></p> <p>上記ア(イ)の地域再生計画と同様に、調査対象とした 171 計画の 577 指標から、i) 指標が測定されていない 9 指標、ii) 効果の把握ができていないと認められる 27 指標及びiii) アウトプット指標 119 指標を除く 162 計画 430 指標について、市による測定結果を計画別に整理した(注)。</p> <p>(注) i)、ii) 又はiii) に重複して該当する指標があるため、577 指標から i)、ii) 及びiii) の合計である 155 指標を除いても 430 指標とはならない。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 58 計画 (35.8%) (うち未測定等指標が含まれるものが 7 計画)、</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 12 計画 (7.4%) (うち未測定等指標が含まれるものが 2 計画)、</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 73 計画 (45.1%)、</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 19 計画 (11.7%)</p> <p>であった。</p> <p>こうしたことから、都市再生整備計画については、一定の効果が発現しているとみられる。</p>	<p>表 2-(2)-イ-⑥- i、ii</p>
<p><b>ウ 中心市街地活性化基本計画</b></p> <p>今回調査対象とした 44 計画において 148 指標が設定されている。</p> <p>① 指標の設定数別にみると、2 指標のものが 3 計画 (6.8%)、3 指標のものが 25 計画 (56.8%)、4 指標のものが 13 計画 (29.5%)、5 指標のものが 3 計画 (6.8%) となっている。</p> <p>② 設定された指標の内容別にみると、歩行者・自転車の通行量が 48 指標 (32.4%)、居住人口が 32 指標 (21.6%)、区域内の小売事業者等の年間販売額 (以下「年間商品販売額」という。) が 16 指標 (10.8%)、</p>	<p>表 2-(2)-ウ-①</p> <p>表 2-(2)-ウ-②</p>

<p>計画が実施された地域への観光入込客数が 13 指標 (8.8%)、空き店舗の数等が 10 指標 (6.8%)、公共公益施設等の利用者数が 10 指標 (6.8%) などとなっており、アウトプット指標や地域住民等の満足度は指標として設定されていない。</p> <p>③ 計画期間別にみると、4 年以上 5 年未満のものが 15 計画 (34.1%)、5 年以上 6 年未満のものが 25 計画 (56.8%)、6 年以上のものが 4 計画 (9.1%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-③</p>
<p><b>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</b></p> <p>計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり回答があった。</p> <p>① 「目標を達成した (かなり活性化が図られた)」が 3 計画 (6.8%)</p> <p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 37 計画 (84.1%)</p> <p>③ 「目標を達成しなかった」と回答があった計画は 4 計画 (9.1%) あり、うち「計画作成時と変化なし」が 2 計画、「計画作成時より悪化」が 2 計画</p> <p>④ 「分からない」と回答があった計画はない。</p> <p>また、調査対象とした 44 計画 148 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画はない。</p> <p>② ①には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 27 計画 (61.4%)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 17 計画 (38.6%)</p>	<p>表 2-(2)-ウ-④</p> <p>表 2-(2)-ウ-⑤</p>
<p><b>(4) 効果の発現状況</b></p> <p>地域再生計画及び都市再生整備計画と同様に、調査対象とした 44 計画の 148 指標から、効果の把握ができていないと認められる 2 指標を除く 44 計画 146 指標について、市による測定結果を計画別に整理した。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画はなく、</p> <p>② ①には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 26 計画 (59.1%)、</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 18 計画 (40.9%) であった。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑥</p>

こうしたことから、6.8%の計画を作成した市が「目標を達成した」、84.1%の計画を作成した市が「一定程度効果があった」と回答しているものの、地域再生計画及び都市再生整備計画と比べても、中心市街地活性化基本計画については所期の効果が発現しているとみることは困難である。

**(ウ) 目標の達成状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由**

上記(ア)及び(イ)のとおり、計画全体の総合的な目標の達成状況に関する市の認識と効果の発現状況の間には差異が認められる。

計画を作成した市が自らの中心市街地活性化の取組に対して「目標を達成した」又は「一定程度効果あり」と回答があった合計40計画(注)について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 特定の指標が目標値に達したとするもの(15計画)
- ② 目標値に達しないものの、設定した指標のうち1指標以上の評価値が基準値を上回ったとするもの(14計画)
- ③ 目標値に達しないものの、計画期間中に落ち込みをみせていた数値に改善の傾向があるとするもの(9計画)
- ④ 目標としていた人口増加には至らなかったものの、人口減に歯止めがかかった又は増加の兆しがあるとするもの(8計画)
- ⑤ その他、計画期間中は基準値を上回っていた指標もあったが、東日本大震災や長引く不況の影響で評価値を測定する段階では基準値を下回ったとするもの等(5計画)

(注) 複数の理由を挙げたものがあるため、上記①から⑤までの合計は40計画とならない。

一方、「目標を達成しなかった」と回答があった4計画について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 基準値より評価値が改善した指標はあるものの、効果がみられたのが、中心市街地内の一部の地点に限られており、中心市街地が全体的に活性化したという実感がないとするもの(計画作成時と変化なし)
- ② 設定した3指標のうち2指標の評価値が基準値を下回ったものの事業の進捗がおおむね順調であり、少なくとも計画実施により悪影響があったとはいえないとするもの(計画作成時と変化なし)
- ③ 計画期間中に老舗デパートの閉店があり、主要事業も未完了のためにぎわいと回遊性の向上には至っていないとするもの(計画作成時より悪化)
- ④ 計画期間中に大型店舗が相次いで撤退し、公共事業も計画期間中に完了に至らず事業効果が上がっていないとするもの(計画作成時より悪化)

表 2-(2)-ウ-  
⑦-i

表 2-(2)-ウ-  
⑦-ii

## (I) 前回調査（平成 16 年 9 月勧告）結果との比較

総務省（行政評価局）は、平成 16 年 9 月 15 日に公表した「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」（以下「前回調査」という。）において、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づく取組について、「中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない」として、①基本計画の的確な作成、②事業の着実な実施、③基本計画の見直し等について、関係省に対し勧告を行った。

前回調査においては、中心市街地活性化の状況について、i) 計画作成前後の中心市街地の①人口、②商店数、③年間商品販売額、④事業所数及び⑤事業所従業者数の推移、ii) これら①から⑤の統計データの市町の値に占める中心市街地の値の占める割合の推移、iii) これら①から⑤の統計データの中心市街地の数値の推移と全国値の推移との比較等により分析を行っている。

今回、これらの統計データのうち、現在もデータが把握可能な中心市街地の①人口、②事業所数及び③事業所従業者数について、調査対象とした 42 市における中心市街地活性化基本計画のおおむね作成前後のデータを把握し、上記と同様の比較を行った。さらに、人口 10 万人以上の市を調査対象としたことから、併せて前回調査で調査対象とした 121 市町のうち人口 10 万人以上の 55 市との比較を行った。

その結果は、次のとおり、前回調査と比べ、中心市街地の人口については、増加・上昇した市の割合が大きくなっており、中心市街地の事業所数及び事業所従業者数については、減少・低下している市の割合が更に大きくなっている。

① 中心市街地の人口については、前回調査においては、121 市町中 84 市町（69.4%）が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 31 市（56.4%）であったが、今回調査では減少した市は 42 市中 22 市（52.4%）にとどまっている。また、今回調査で増加した 20 市のうち 11 市は、市全体の人口が減っているにもかかわらず、中心市街地の人口が増加している。

中心市街地の人口と当該市町の全人口に占める割合についてみると、前回調査においては、121 市町中 87 市町（71.9%）が低下し、人口 10 万人以上の 55 市で見てもその割合が低下した市は 55 市中 34 市（61.8%）であったが、今回調査では低下していたのは 42 市中 17 市（40.5%）にとどまり、上昇した市の方が多くなっている。

② 中心市街地の事業所数については、前回調査においては、120 市町（注）中 112 市町（93.3%）が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 51 市（92.7%）であったが、今回調査では 42 市全てで減少していた。

表 2-(2)-ウ-  
⑧-i

表 2-(2)-ウ-  
⑧-ii

<p>(注) 121 市町から、中心市街地内の事業所数が把握できない 1 町を除外している (以下同じ)。</p> <p>中心市街地の事業所数が当該市町の全事業所数に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 103 市町 (85.8%) が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下していた市は 55 市中 45 市 (81.8%) であったが、今回調査では低下しているのは 42 市中 28 市 (66.7%) と、低下した割合が小さくなっている。</p> <p>③ 中心市街地の事業所従業者数については、前回調査においては、120 市町中 100 市町 (83.3%) が減少し、人口 10 万人以上の 55 市でみると、減少していたのは 43 市 (78.2%) であったが、今回調査では事業所数と同様に 42 市全てで減少していた。</p> <p>中心市街地の事業所従業者数が当該市町の全事業所従業者に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 87 市町 (72.5%) が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下した市は 55 市中 38 市 (69.1%) あったが、今回調査では低下した市は 42 市中 30 市 (71.4%) であり、前回調査と同様の結果となった。</p> <p>また、①から③まででみた調査対象とした 42 市における統計データの各中心市街地の指数の平均値について、全国値の推移と比較した結果は次のとおりであり、人口については、全国値の推移が微減である中、中心市街地においては微増となっていた。</p> <p>i) 人口については、全国値は、平成 18 年と比較して 27 年は 0.7 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 0.9 ポイント増加している。</p> <p>ii) 事業所数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 9.1 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 9.6 ポイント減少と同様の推移であった。</p> <p>iii) 事業所従業者数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 8.5 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 11.9 ポイント減少しており、やや減少幅が大きかった。</p> <p><b>(オ) 内閣府の対応等</b></p> <p>内閣府による政策評価結果及び有識者による中心市街地活性化施策の評価、今後の取組について調査した結果は次のとおりである。</p> <p>① 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成 13 年法律第 86 号) に基づく政策評価結果 (内閣府)</p> <p>内閣府は、中心市街地活性化基本方針第 2 章 6(2)に基づき、政府全体の中心市街地活性化施策の実施状況について評価を行っている。同府は、「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」(平成 27 年 9 月)において、中心市街地活性化基本計画の認定施策について、「進展が大</p>	<p>表 2-(2)-ウ- ⑧-iii</p> <p>表 2-(2)-ウ- ⑨ 表 2-(2)-ウ- ⑩-i</p>
---	--



<p>きくない」と評価しており、その判断根拠は次のとおりとしている。</p> <p>i) 平成 26 年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画で定めた指標の評価値が基準値を上回ったものは、64 指標のうち 28 指標（約 44%）と目標値（60%）を達成できなかったが、昨年度の実績値（約 41%）からは改善がみられる。</p> <p>ii) 当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考える。</p> <p>なお、「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 26 年 8 月）においても、同じく「進捗が大きくない」と評価しており、その判断根拠は平成 26 年度のものと同様である。</p> <p>また、内閣府は、この結果を踏まえ、次のとおり今後の取組へ反映していくとしている。</p> <p>「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」においては、</p> <p>i) 中心市街地活性化法の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講ずる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく</p> <p>ii) 中心市街地活性化基本方針の改正により、基本計画の P D C A サイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った</p> <p>としている。</p> <p>「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」においては、</p> <p>i) 平成 26 年度の法改正等による新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく</p> <p>ii) 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通じて、計画の実施状況を確認し、目標達成を目指していく</p> <p>としている。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑩-ii</p> <p>表 2-(2)-ウ-⑩-ii（再掲）</p> <p>表 2-(2)-ウ-⑩-i（再掲）</p>
<p>② 「中心市街地活性化推進委員会」の報告書</p> <p>内閣府においては、中心市街地活性化施策の今後の方向性と具体的な取組の在り方を検討するため、平成 25 年 7 月から、学識経験者等の委員で構成されている「中心市街地活性化推進委員会」を開催し、</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑩-i、ii</p>

同年12月に「中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性」（以下「制度・運用の方向性」という。）を取りまとめた。

その中で、「法改正後7年が経過した現在、平成24年度末までに基本計画期間が終了した市町村において、目標を達成した評価指標は全体の29%であり、基本計画全体での目標達成状況は芳しくない」とし、また、国の役割の一つとして、府省連携による中心市街地活性化施策の総合的かつ一体的な推進に加え、中心市街地活性化制度の理念・意義についての市町村関係者への積極的な周知や市町村の規模等に応じた成功例の提示が挙げられている。さらに、こうした成功例の提示に倣って各市町村が中心市街地活性化に取り組むことが期待されるとしている。

これまで、内閣府は、計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画について、各市町村が実施した自己評価の結果を取りまとめ、毎年度、目標値に達した指標がある計画の一部を「好取組事例」として紹介している。しかし、「制度・運用の方向性」で指摘されているような、市町村の規模等に応じた成功例の提示はしていない。

#### 【所見】

したがって、内閣府は、認定制度創設後約10年間経過した現在においても目標達成状況が芳しくなく、また、同府の政策評価においても2年連続で進展が大きくないとしていることを踏まえて、中心市街地活性化施策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「制度・運用の方向性」で指摘された市町村の規模等に  
応じた成功例の提示を速やかに行うなど、効果の発現のための取組を強力に行うこと。
- ② ①を行うとともに、改めて目標達成が困難となっている原因の分析を行い、必要な改善方策を検討及び実施すること。

## 【参考】 最近の我が国の主な経済情勢の動向（概要）

今回、調査対象とした計画は平成 18 年度から 20 年度までの間に認定・開始等されており、計画期間終期の大宗は 21 年度以降である（291 計画 中 278 計画（95.5%））。

この計画期間前後の経済情勢の概要は次のとおりである。

- ① 平成 14 年後半以降のイラク情勢の緊迫化とそれに続くイラク戦争の勃発、あるいは重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加、感染地域の拡大の問題が終息に向かった 15 年半ばから景気は持ち直した。
- ② その後、一時的に踊り場を向かえ景気回復のテンポが緩やかになった年もみられるものの、民間需要中心の経済成長が続き、平成 15 年度から 19 年度までの名目 GDP は、毎年 0.2% から 0.8% までの間で増加し、19 年度は 14 年度と比較すると 3.0% の増加がみられる。
- ③ 平成 19 年末頃に遭遇したアメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安、景気の減速、原油・原材料価格の高騰などから、我が国の景気も緩やかながら弱まりを示し、20 年 9 月に発生したリーマン・ブラザーズ破綻（リーマンショック）後、金融不安が世界的な金融危機へと発展し、世界景気は一段と下振れ、世界同時不況と呼ぶべき事態に至った。こうした中で、日本経済の状況も一変し、外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化が始まった。

この間、平成 19 年度に 513 兆円であった我が国の名目 GDP は、21 年度には 474 兆円と 7.6 ポイントも減少している。

- ④ リーマンショック後の厳しく深い景気後退は、平成 21 年春頃から持ち直しの局面となり、23 年 3 月に発生した東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持した。また、平成 26 年 4 月の消費税引上げに伴う、駆け込み需要の反動により弱い動きもみられたが、日本経済は、緩やかな回復基調が続いている。

この間、平成 21 年度に 474 兆円であった名目 GDP は 22 年度に 481 兆円、23 年度が 474 兆円、24 年度が 474 兆円、25 年度が 482 兆円、26 年度が 490 兆円となっている。

このようなことから、平成 19 年度までの経済情勢を踏まえると、右上がりを前提とした計画となりやすいが、19 年度以降には、厳しく深い景気後退や東日本大震災による一時的な落ち込みがあった。

（注）「国民経済計算確報」（平成 27 年 12 月 25 日内閣府）及び「年次経済財政報告」（平成 15 年 10 月 24 日内閣府、18 年 7 月 18 日内閣府、19 年 8 月 7 日内閣府、20 年 7 月 23 日内閣府、21 年 7 月 24 日内閣府、22 年 7 月 23 日内閣府、24 年 7 月 27 日内閣府、25 年 7 月 23 日内閣府、26 年 7 月 25 日内閣府）に基づき、当省が取りまとめた。

### 【参考】 名目GDPの推移

(単位：兆円)

区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
名目GDP	498.0	501.9	502.8	505.3	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6
前年度 増減比	-0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	-4.6	-3.2	1.4	-1.3	0.0	1.7	1.5
指数	97.1	97.8	98.0	98.5	99.2	100	95.4	92.4	93.7	92.4	92.5	94.0	95.4

(注) 1 「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

2 指数はサブプライムローン問題を発する世界経済不況の影響を受けた平成19年度を100とした場合の値を示す。

### 【参考】 実質GDPの推移

(単位：兆円)

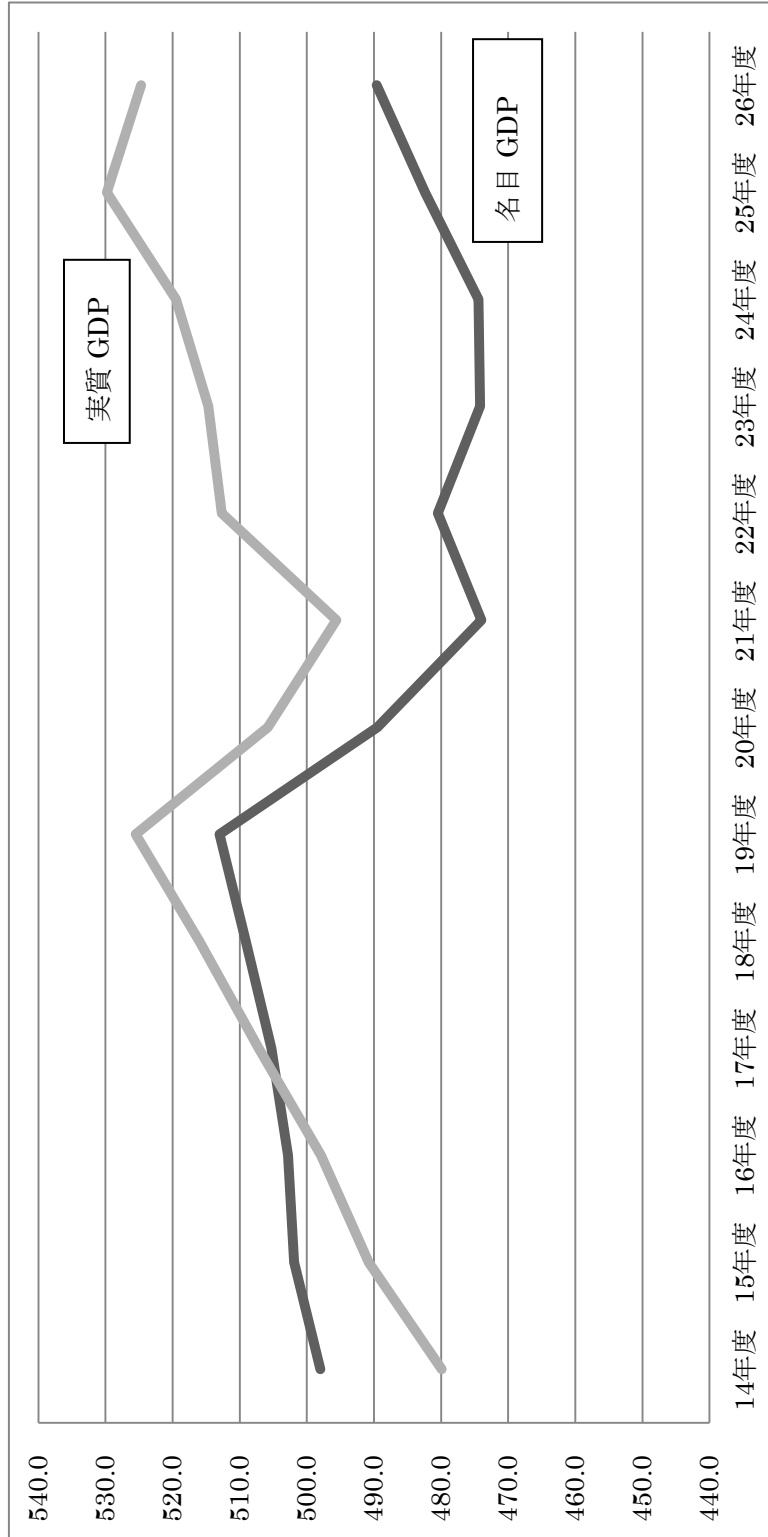
区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実質GDP	479.9	490.8	497.9	507.2	516.0	525.5	505.8	495.6	512.7	514.7	519.5	529.8	524.7
前年度 増減比	1.1	2.3	1.5	1.9	1.8	1.8	-3.7	-2.0	3.5	0.4	0.9	2.0	-1.0
指数	91.3	93.4	94.7	96.5	98.2	100	96.3	94.3	97.6	97.9	98.9	100.8	99.8

(注) 1 「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

2 実額は平成17暦年価格を基準としている。

3 指数は平成19年度を100とした場合の値を示す。

【参考】 名目GDPと実質GDPの推移の比較



(注)「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

【参考】 経済財政報告（内閣府）（抜粋）

○ 平成 15 年度年次経済財政報告（平成 15 年 10 月 24 日内閣府）（抜粋）

2002 年後半以降のイラク情勢の緊迫化とそれに続くイラク戦争の勃発、あるいは重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加、感染地域の拡大といったこともあり、これまで日本の主要な輸出先であったアメリカやアジア地域の経済が減速するに伴って、日本の輸出の伸びも鈍化していった。これを受け、企業部門でも、生産の伸びは止まり、企業部門における前向きの動きは緩やかになった。その後、2003 年半ばにかけて、イラク情勢や SARS 問題が終息に向かうとともに、不透明感が後退し、輸出も回復の兆しをみせている。企業部門における前向きの動きもはっきりとしており、景気は再び持ち直しに向けた動きをみせている。

○ 平成 18 年度年次経済財政報告（平成 18 年 7 月 18 日内閣府）（抜粋）

日本経済は 2002 年初めから景気回復を続けており、景気拡張期間は既に 4 年を超えているとみられる。日本経済は、2005 年央には、前年末から続いた情報化関連部門の調整や輸出の鈍化等を主因とする踊り場的な状況を脱し、企業部門、家計部門、海外部門がバランスよく回復する中で、順調に回復を続けている。

ただし、景気は過去 4 年間に必ずしも単調に回復してきた訳ではなく、途中、2 回にわたり回復テンポが緩やかになる踊り場的な状況を経てきている。

○ 平成 19 年度年次経済財政報告（平成 19 年 8 月 7 日内閣府）（抜粋）

2005 年半ばに踊り場的な状況を脱した日本経済は、2006 年前半にかけて企業部門、家計部門、海外部門がバランスよく回復したものの、2006 年後半から家計部門に弱さがみられるようになってきている。実質 GDP 成長率の動きをみると、2005 年度に 2.4% (1.9%) となった後、2006 年度は 2.1% (1.8%) となり、全体としては引き続き民間需要中心の経済成長が続いている。

○ 平成 20 年度年次経済財政報告（平成 20 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

日本の景気回復は、2008 年に入ってから足踏み状態にある。その主な原因は、景気回復 6 年目の 2007 年、日本経済が遭遇した大きなショックである。アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の変動、原油・原材料価格の高騰は、企業収益やマインドを圧迫し、企業や家計の行動を慎重化させた。アメリカの景気減速の直接の影響も現実化し、日本からの輸出にも影響を及ぼし始めた。期待されていた「企業から家計への景気回復の波及」は、企業部門の好調さが失われ、実現に至っていない。

（中略）

日本経済の状況を包括的に示す国内総生産（GDP）の動向をみると、2007 年度の実質成長率は、年後半に改正建築基準法の影響（後述）により住宅投資が大きく落ち込んだこともあり、前年比 1.5% (1.8%) の伸びとなった。しかし 2008 年に入り、主要な需要項目である民間消費と設備投資及び生産のいずれもが横ばいとなり（生産はその後弱含み）、景気回復は足踏み状態が続いている。

この背景には、原油・原材料価格の高騰と、2007 年半ばから急激に世界経済の先行き不透明感を高めたサブプライム住宅ローン問題の影響がある。それまでも、原油・原材料価格の高騰は、販売価格への転嫁が困難な企業にとって経常利益の圧迫要因となっていた。

○ 平成 21 年度年次経済財政報告（平成 21 年 7 月 24 日内閣府）（抜粋）

今回の景気後退は、2008 年 9 月におけるアメリカのリーマン・ブラザーズ破綻（以下「リーマンショック」）の前後で 2 つの段階に区分できる。2007 年末頃からリーマンショック前までがいわば第一段階であり、アメリカを中心とする金融不安、景気の減速、原油・原材料価格の高騰などから、我が国の景気も緩やかながら弱まりを示した時期である。リーマンショック後の第二段階では、金融不安が世界的な金融危機へと発展し、世界景気は一段と下振れ、世界同時不況と呼ぶべき事態に至った。こうしたなかで、日本経済の状況も一変し、外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化が始まった。

○ 平成 22 年度年次経済財政報告（平成 22 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

日本経済は、リーマンショック後の厳しく深い景気後退を経て、2009 年春頃から持ち直し局面にある。ただしこれは輸出や経済対策の効果にけん引された面が依然として強く、国内民需を中心とする自律的な回復には今一步の状況である。

○ 平成 24 年度年次経済財政報告（平成 24 年 7 月 27 日内閣府）（抜粋）

2011 年は 3 月の大震災から立ち直るために多くの努力が費やされた一年であったが、我が国経済を取り巻く環境には厳しいものがあつた。まず、タイの洪水被害は、大震災で痛手を受けた我が国企業にとって、生産ネットワークが様々なリスクにさらされていることを改めて痛感させる出来事であった。また、ギリシャの債務問題に端を発する欧州政府債務危機の顕在化は、リーマンショックによって明らかになった経済の歪みがいまだ是正されていないことを示した。欧州やアメリカ経済の成長鈍化は、中国を始めとするアジアの輸出鈍化へとつながり、最終的には我が国に対しても、輸出の伸び悩みという形で影響することとなった。

2009 年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、2011 年に生じた大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきた。その背景には、消費や公需（政府消費及び投資）がプラスに寄与したことに加え、2011 年後半にタイの洪水被害によって落ち込んだ輸出が 2012 年にはプラスに転じたこともある。

○ 平成 25 年度年次経済財政報告（平成 25 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

景気の持ち直しはリーマンショック後 2 回目となる。リーマンショックの影響で急速に悪化した景気は、2009 年 1-3 月期に底入れし、持ち直しに転じた。実質 GDP は 2011 年前半に大震災の影響で一時的に減少したものの、その後も増勢を維持した。しかし、2012 年年央にエコカー補助金の効果の一巡を受けて個人消費が減速し、これと同じタイミングで欧州政府債務危機を背景に世界景気が減速する中で輸出が大幅に減少した。このため、景気は急速に弱い動きとなり、実質 GDP は 2012 年 4-6 月期から 2 四半期連続で減少した。2013 年に入って、景気は 2012 年年央から続いてきた弱い動きを脱し、2 回目の持ち直しに転じた。

○ 平成 26 年度年次経済財政報告（平成 26 年 7 月 25 日内閣府）（抜粋）

日本経済は、実質 GDP 成長率が 2012 年 10-12 月期以降、6 四半期連続のプラス成長となるなど着実に上向いてきた。2014 年 4 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。このように実体経済の改善が進む中で、物価は緩やかに上昇し、デフレ脱却へ向けて着実に進んでいる。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 平成 23 年度に、統計基準が改定された。このため、それ以前の経済財政報告には前基準の成長率が掲載されている（（ ）内が現基準のもの）。

表 2-(2)-ア-① 地域再生計画における指標数別計画数

(単位：計画、%)

指標数	計画数
指標なし	2 (2.6)
1 指標	12 (15.8)
2 指標	18 (23.7)
3 指標	15 (19.7)
4 指標	9 (11.8)
5 指標以上	20 (26.3)
合計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ア-② 地域再生計画における指標設定内容

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
アウトプット指標（事業量、事業の実施率等）	65(23.6)
雇用者・従業者の創出数	48(17.4)
計画が実施された地域への観光入込客数	22 (8.0)
研修・講演会などの参加者数	20 (7.2)
計画が実施された地域で新たに活動を開始したボランティア団体等の数	12 (4.3)
生産額・製品出荷額	10 (3.6)
地域コミュニティ活動への参加者数	10 (3.6)
事業所数等	9 (3.3)
水質改善に係る指標（BOD等）	7 (2.5)
イベント参加者数	7 (2.5)
その他(公共施設利用者数、居住人口、満足度、相談件数等)	66(23.9)
合計	276 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ア-③ 地域再生計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計画期間	計画数
3 年未満	25 (32.9)
3 年以上 5 年未満	22 (28.9)
5 年以上 6 年未満	19 (25.0)
6 年以上	10 (13.2)
合計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。



表 2-(2)-ア-④ 地域再生計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した（かなり活性化が図られた）	32 (42.1)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	37 (48.7)
目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし）	0 (0.0)
目標を達成しなかった（計画作成時より悪化）	0 (0.0)
分からない	7 (9.2)
合 計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。

表 2-(2)-ア-⑤ 地域再生計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		20 (29.4)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全 7 割以上	48 (70.6)	11 (16.2)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり		32 (47.1)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし		5 (7.4)
小 計		68 (100)	
指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない		8	
合 計		76	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 ( ) 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

表 2-(2)-ア-⑥ 地域再生計画の効果の発現状況等

表 2-(2)-ア-⑥- i 地域再生計画の効果の発現状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 (i) + ii) + iii) + iv))	62 (100)
	目標達成度 7 割以上あり (i) + ii) + iii))	52 (83.9)
	目標達成度全 7 割以上 (i) + ii))	30 (48.4)
	i) 目標達成	23 (37.1)
	ii) 目標達成度全 7 割以上	7 (11.3)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり	22 (35.5)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし	10 (16.1)
評価できない	指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない	8
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	0
	アウトプット指標のみ	6
合 計		76

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 ( ) 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 62 計画を母数とした割合を示す。

表 2-(2)-ア-⑥-ii 全ての指標が目標値を達成又は達成度全 7 割以上の計画の内訳

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標達成	23 (37.1)
① 全てアウトカム指標の計画（未測定等指標を含む計画を除く）	8
未測定等指標（②+③）を含む計画	8
② 未測定の指標を含む計画	5
③ 測定方法等が不適切な指標を含む計画	3
④ アウトプット指標を含む計画	11
目標達成度全 7 割以上	7 (11.3)
① 全てアウトカム指標の計画（未測定等指標を含む計画を除く）	5
未測定等指標（②+③）を含む計画	1
② 未測定の指標を含む計画	1
③ 測定方法等が不適切な指標を含む計画	0
④ アウトプット指標を含む計画	1
合 計	30 (48.4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 ( ) 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 62 計画を母数とした割合を示す。

5 「②未測定の指標を含む計画」、「③測定方法等が不適切な指標を含む計画」又は「④アウトプット指標を含む計画」に重複して該当する計画は、それぞれに計上している。

【参考】 地域再生計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識				
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない
小計	62 (100)	27 (35.5)	32 (42.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.9)
(i) + ii) + iii) + iv))	52 (83.9)	27 (35.5)	24 (31.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
目標達成度7割以上あり (i) + ii) + iii))	30 (48.4)	18 (23.7)	12 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
目標達成度全7割以上 (i) + ii)	23 (37.1)	15 (19.7)	8 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
i) 目標達成	7	3	4	0	0	0
ii) 目標達成度全7割以上	22 (35.5)	9 (11.8)	12 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
iii) 目標達成度7割以上あり	10 (16.1)	0 (0.0)	8 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.6)
iv) 目標達成度7割以上なし	14	5 (6.6)	5 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.3)
評価できない	76	32 (42.1)	37 (48.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (9.2)
合計						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう。

3 基準値100の指標を80で下げ止める、基準値80の指標を80で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注2により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度7割に達していないものとした。

4 「効果の発現状況」欄の( )内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した62計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の( )は、調査対象とした76計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならない。

【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「分からない」としている主な理由

主な理由
目標を達成できた指標、達成できなかった指標がそれぞれあり、総合評価としては一概に言えないため。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑦ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

<p>1 地域再生の意義及び目標</p> <p>1) 地域再生の意義</p> <p>2) 地域再生の目標</p> <p>地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。</p> <p>① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること</p> <p>② <u>地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること</u></p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-⑧ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（平成 27 年 9 月）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書								
(内閣府26-20(政策5-施策④))								
政策名	地域活性化の推進							
施策名	地域再生計画の認定等							
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。							
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度			
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	29	28	7,076		
		補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000			
		繰越し等(c)	—	—	—			
		合計(a+b+c)	28	29	5,028			
執行額(百万円)	20	21	24					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化							
測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値				目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		100件	134件	58件	50件	59件	204件	144件
	年度ごとの目標値		150件	70件	100件	95件	144件	
								達成
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値				目標値	達成	
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	65.0%	—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%	
	年度ごとの目標値		—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	—
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定)						
	(判断根拠)	<u>地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。</u> 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。						
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと思料される。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。						
次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。							

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-① 都市再生整備計画における指標数別計画数

(単位：計画、%)

指標数	計画数
2 指標	12 (7.0)
3 指標	103 (60.2)
4 指標	38 (22.2)
5 指標以上	18 (10.5)
合計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-イ-② 都市再生整備計画における指標設定内容

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
アウトプット指標 (事業量、事業の実施率等)	119 (20.6)
地域住民等の満足度	91 (15.8)
公共公益施設等の利用者数	64 (11.1)
歩行者・自転車の通行量	57 (9.9)
居住人口	46 (8.0)
計画が実施された地域への観光入込客数	43 (7.5)
鉄道駅、停留所等乗降客数	23 (4.0)
イベント参加者数	15 (2.6)
地域コミュニティ活動への参加者数	14 (2.4)
電車、バス等利用者数 (乗車数)	11 (1.9)
その他 (空き店舗率、雇用人・従業者数、宿泊客数等)	94 (16.3)
合計	577 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-イ-③ 都市再生整備計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計画期間	計画数
5 年未満	15 (8.8)
5 年	155 (90.6)
5 年超	1 (0.6)
合計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 計画期間と都市再生法第 47 条第 2 項に基づく交付金の交付期間が異なる計画については、交付期間で区分している。

3 ( ) 内は割合を示す。

表 2-(2)-イ-④ 都市再生整備計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した（かなり活性化が図られた）	82 (48.0)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	86 (50.3)
目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし）	0 (0.0)
目標を達成しなかった（計画作成時より悪化）	0 (0.0)
分からない	3 (1.8)
合 計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は割合を示す。なお、割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

表 2-(2)-イ-⑤ 都市再生整備計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		48 (28.6)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全7割以上	120 (71.4)	18 (10.7)
	iii) 目標達成度7割以上あり		91 (54.2)
	iv) 目標達成度7割以上なし		11 (6.5)
小 計		168 (100)	
指標の評価値が一つも測定されていない		3	
合 計		171	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう。

3 基準値100の指標を80で下げ止める、基準値80の指標を80で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注2により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度7割に達していないものとした。



表 2-(2)-イ-⑥ 都市再生整備計画の効果の発現状況等

表 2-(2)-イ-⑥- i 都市再生整備計画の効果の発現状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 ( i ) + ii ) + iii ) + iv )	162 (100)
	目標達成度 7 割以上あり ( i ) + ii ) + iii )	143 (88.3)
	目標達成度全 7 割以上 ( i ) + ii )	70 (43.2)
	i ) 目標達成	58 (35.8)
	ii ) 目標達成度全 7 割以上	12 (7.4)
	iii ) 目標達成度 7 割以上あり	73 (45.1)
	iv ) 目標達成度 7 割以上なし	19 (11.7)
評価できない	指標の評価値が一つも測定されていない	3
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	3
	アウトプット指標のみ	3
合 計		171

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。  
 3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。  
 4 ( ) 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。

表 2-(2)-イ-⑥-ii 全ての指標が目標値を達成又は達成度全 7 割以上の計画の内訳

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標達成	58 (35.8)
① 全てアウトカム指標の計画 (未測定等指標を含む計画を除く)	18
未測定等指標 (②+③) を含む計画	7
② 未測定の指標を含む計画	0
③ 測定方法が不適切な指標を含む計画	7
④ アウトプット指標を含む計画	36
目標達成度全 7 割以上	12 (7.4)
① 全てアウトカム指標の計画 (未測定等指標を含む計画を除く)	6
未測定等指標 (②+③) を含む計画	2
② 未測定の指標を含む計画	0
③ 測定方法が不適切な指標を含む計画	2
④ アウトプット指標を含む計画	5
合 計	70 (43.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 ( ) 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。

5 「②未測定の指標を含む計画」、「③測定方法等が不適切な指標を含む計画」又は「④アウトプット指標を含む計画」に重複して該当する計画は、それぞれに計上している。

【参考】 都市再生整備計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識				
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない
小計	162 (100)	78 (45.6)	81 (47.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.8)
(i) + ii + iii + iv)						
目標達成度 7割以上あり (i) + ii + iii)	143 (88.3)	76 (44.4)	66 (38.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
目標達成度全 7割以上 (i) + ii)	70 (43.2)	51 (29.8)	19 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
i) 目標達成	58 (35.8)	45 (26.3)	13 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ii) 目標達成度全 7割以上	12 (7.4)	6 (3.5)	6 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
iii) 目標達成度 7割以上あり	73 (45.1)	25 (14.6)	47 (27.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
iv) 目標達成度 7割以上なし	19 (11.7)	2 (1.2)	15 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.2)
評価できない	9	4 (2.3)	5 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	171	82 (48.0)	86 (50.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7割に達していないものとした。

4 「効果の発現状況」欄の ( ) 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の ( ) は、調査対象とした 171 計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100% にならない。

**【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「分からない」としている主な理由**

主な理由
土地区画整理事業が終了し、地区住民の土地利用によるまちづくりが行われてからでなければ、都市再生整備計画による取組が、地域活性化にどの程度貢献するかは分からない。効果の程度は、その後の状況次第による。

(注) 当省の調査結果による。

**表 2-(2)-ウ-① 中心市街地活性化基本計画における指標数別計画数**

(単位：計画、%)

指標数	計画数
2 指標	3 (6.8)
3 指標	25 (56.8)
4 指標	13 (29.5)
5 指標	3 (6.8)
合計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。なお、割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

**表 2-(2)-ウ-② 中心市街地活性化基本計画における指標設定内容**

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
歩行者・自転車の通行量	48(32.4)
居住人口	32(21.6)
年間商品販売額	16(10.8)
計画が実施された地域への観光入込客数	13 (8.8)
空き店舗の数等	10 (6.8)
公共公益施設等の利用者数	10 (6.8)
その他(事業所数、宿泊客数、電車、バス等利用者数等)	19(12.8)
合計	148 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-③ 中心市街地活性化基本計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計 画 期 間	計 画 数
4 年以上 5 年未満	15 (34.1)
5 年以上 6 年未満	25 (56.8)
6 年以上	4 (9.1)
合 計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-④ 中心市街地活性化基本計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した (かなり活性化が図られた)	3 (6.8)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	37 (84.1)
目標を達成しなかった (計画作成時と変化なし)	2 (4.5)
目標を達成しなかった (計画作成時より悪化)	2 (4.5)
分からない	0 (0.0)
合 計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ウ-⑤ 中心市街地活性化基本計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		0 (0.0)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全 7 割以上	44 (100)	0 (0.0)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり		27 (61.4)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし		17 (38.6)
小 計		44 (100)	
指標の評価値が一つも測定されていない		0	
合 計		44	

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 目標達成度 7 割以上とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。  
3 ( ) 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑥ 中心市街地活性化基本計画の効果の発現状況等

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 (i) + ii) + iii) + iv))	44 (100)
	目標達成度 7 割以上あり (i) + ii) + iii))	26 (59.1)
	目標達成度全 7 割以上 (i) + ii))	0 (0.0)
	i) 目標達成	0 (0.0)
	ii) 目標達成度全 7 割以上	0 (0.0)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり	26 (59.1)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし	18 (40.9)
評価できない	指標の評価値が一つも測定されていない	0
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	0
	アウトプット指標のみ	0
合 計		44

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 ( ) 内は割合を示す。

【参考】 中心市街地活性化基本計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識					
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない	
小計	44 (100)	3 (6.8)	37 (84.1)	2 (4.5)	2 (4.5)	0 (0.0)	
(i) + ii) + iii) + iv))	26 (59.1)	2 (4.5)	23 (52.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
目標達成度 7割以上あり	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
(i) + ii)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
i) 目標達成	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
ii) 目標達成度全 7割以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
iii) 目標達成度 7割以上あり	26 (59.1)	2 (4.5)	23 (52.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
iv) 目標達成度 7割以上なし	18 (40.9)	1 (2.3)	14 (31.8)	1 (2.3)	2 (4.5)	0 (0.0)	
評価できない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
合計	44 (100)	3 (6.8)	37 (84.1)	2 (4.5)	2 (4.5)	0 (0.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう。

3 「効果の発現状況」欄の( )内は、当省が未測定等指標を除いて整理した 44 計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の( )は、調査対象とした 44 計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

**【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「目標を達成しなかった」としている主な理由**

主な理由
<p>中心市街地への観光客の誘客のほか、商店街において飲食店舗、映画館等の商業施設の整備やイベント実施による市民の誘客、また、増加していた空き店舗が解消されるなど、一定の効果はあったものの、整備された施設周辺などの一部の地点に限られており、にぎわいの全体的な回復に実感がない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**表 2-(2)-ウ-⑦ 中心市街地活性化基本計画において、目標達成の状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由等**

**表 2-(2)-ウ-⑦- i 中心市街地活性化基本計画において、目標の達成状況に関する市の認識を「目標を達成した」又は「一定程度効果あり」と回答している主な理由**

(単位：計画)

効果の発現状況	具体的な内容	計画数
①特定の指標が目標値に達したとするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として中心市街地活性化に向けた各種取組がおおむね計画どおりに進捗・完了したことにより、歩行者・自転車通行量（休日）が増加、空き店舗数が減少し、この二つの指標で目標値を達成した。</li> <li>各取組により、観光客入込数は目標値を大幅に上回り、減少が続いていた歩行者通行量は基準値に達していないものの減少に歯止めがかかり、緩やかに増加傾向にある。中心市街地の居住人口は目標値を下回ったものの、市内でも高齢化率の高い中心市街地において、現状維持に近い数値で推移することができた。</li> <li>本計画に記載された事業はおおむね順調に進捗・完了している。全体として中心市街地活性化に向けた各種取組がおおむね予定どおりに行われたことにより、まちなかの居住者数や第3次産業従業者数は増加し、この2つの指標は目標値を達成した。</li> </ul>	15
②目標値に達しないものの、設定した指標のうち1指標以上の評価値が基準値を上回ったとするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標の達成には至らなかったものの、中心市街地の小売業年間商品販売額を除いては、基準値を上回った。また、市民の中心市街地の活性化に対する満足度が高くなってきたことを総合的に勘案すると、中心市街地の活性化は若干図られたと考えられる。</li> <li>設定した3指標はいずれも目標値を達成していないが、指標によっては計画策定時（基準値）を上回っているものや、下落傾向が底を打ち改善に転じているものもある。これらは、本計画に基づく各種事業の総合的・一体的な推進による成果であり、中心市街地は改善の兆しがうかがえ、若干の活性化が図られたものと言える。</li> </ul>	14



<p>③目標値に達しないものの、計画期間中に落ち込みをみせていた数値に改善の傾向があるとすもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間における中心市街地の状況については、計画策定中の平成19年にファッションビルが閉店した影響により、計画期間の前半は歩行者通行量の減少が続いたものの、観光交流施設が開館した23年からは増加に転じている。また、居住人口についても、平成21年まで減少傾向が続いていたが、民間の分譲マンションの新築や借上市営住宅の整備によって、平成24年度以降は減少傾向に歯止めがかかっている。</li> <li>歩行者通行量・路面電車年間乗車人数及び小売年間商品販売額について、平成19年から22年にかけて指標が悪化したものの、その後は下げ止まり、回復又は横ばいの状況になるなど、様々な取組が、中心市街地の活性化に一定の効果をもたらしたものと考えられる。</li> </ul>	<p>9</p>
<p>④目標としていた人口増加には至らなかったものの、人口減に歯止めがかかった若しくは増加の兆しがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少率が本計画期間前の平成15年から19年までが5.5%減、本計画期間中では6.8%と減少が進んでいることに対し、中心市街地では、同期間中に4.8%減から3.4%減に改善されている。</li> <li>計画に掲げた成果指標について、数値的な成果を出すまでには至らなかった。しかし、i) 計画に掲げる取組以外に、にぎわい創出のための様々な取組が始動してきたこと、ii) 地区内での人口の社会増減をみると増加の兆しが出てきたこと、iii) 市民アンケートでも、中心市街地を訪れる10代、20代及び40代の来街頻度が増加していることなど、成果が現れてきている。</li> </ul>	<p>8</p>
<p>⑤その他、計画期間中は基準値を上回っていた指標もあったが、東日本大震災や長引く不況の影響で評価値を測定する段階では基準値を下回ったとするもの等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者・自転車通行量は、計画最終年度を除いて基準値を超える値で推移し、一時的には目標値を超えるなど改善傾向がみられた。観光施設入込数は、平成21年度から24年度までの間で目標値を達成しており、にぎわいの創出につながった。しかし、東日本大震災の発生によって大きな打撃を受け、最新値では歩行者・自転車通行量、観光施設入込数ともに目標値の達成に至らなかった。</li> <li>目標値を達成することはできなかったが、駅周辺を中心に、まちなか居住や歩行者通行量は増加しており、一定の活性化が図られたと考える。しかし、一部の地区については、商店街、まちづくり団体等によるイベント開催等ソフト施策や都市再開発事業等により新たな活気が生まれつつあるものの、リーマンショック以降の景気低迷の影響を受け、通行量は基準値を下回り、活性化は図られていない。</li> </ul>	<p>5</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重複して該当する計画があるため、合計は40計画とならない。

表 2-(2)-ウ-⑦-ii 中心市街地活性化基本計画において、目標の達成状況に関する市の認識を「目標を達成しなかった」と回答している主な理由

(単位：計画)

具体的な内容	計画数
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中心市街地への観光客の誘客のほか、商店街において飲食店舗、映画館等の商業施設の整備やイベント実施による市民の誘客、また、増加していた空き店舗が解消されるなど、一定の効果はあったものの、整備された施設周辺など一部の地点に限られており、にぎわいの全体的な回復に実感がない。(計画作成時と変化なし)</li> <li>• 3指標に係る数値目標をいずれも達成できず、うち2指標で基準値を下回った。しかし、市街地再開発事業等を除く各種事業はおおむね順調に進捗しており、それぞれ事業目的に沿った一定の効果は発揮されていることなどから、少なくとも計画実施により悪影響があったものではない。(計画作成時と変化なし)</li> <li>• 商店街の核であり市民に親しまれてきた老舗デパートが計画期間中に閉店した影響もあり、また、主要事業が工事途中の状況であったことから、にぎわいと回遊性の向上には至らず目標を達成できなかった。(計画作成時より悪化)</li> <li>• 計画期間中の大型店の相次ぐ閉店の影響が非常に大きく、また、それぞれの活性化事業による個別の効果は現れているものの、中心市街地全体に波及しておらず、街全体で活性化が感じられるような事業効果が上がっていない。さらに、公共事業については、事業に着手したものの計画期間内の完成に至らず効果が現われていないものや、完成しても官民の連携不足により波及効果が現れていないものなどが見受けられる。(計画作成時より悪化)</li> </ul>	4

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ウ-⑧ 中心市街地に係る統計データの前回調査との比較  
表2-(2)-ウ-⑧-i 中心市街地に係る統計データの増減状況等

(単位：市町、市、%)

区 分	前 回 調 査 結 果		今 回 調 査 結 果	
	増加(上昇)市町	減少(低下)市町	増加(上昇)市	減少(低下)市
	計		計	
人 口				
中心市街地の値 (実数)	37 (30.6)	84 (69.4)	121 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	24 (43.6)	31 (56.4)	55 (100)	42 (100)
市町の全人口に占める割合	34 (28.1)	87 (71.9)	121 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	21 (38.2)	34 (61.8)	55 (100)	42 (100)
事業所数				
中心市街地の値 (実数)	8 (6.7)	112 (93.3)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	4 (7.3)	51 (92.7)	55 (100)	42 (100)
市町の全事業所数に占める割合	17 (14.2)	103 (85.8)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	10 (18.2)	45 (81.8)	55 (100)	42 (100)
事業所従業者数				
中心市街地の値 (実数)	20 (16.7)	100 (83.3)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	12 (21.8)	43 (78.2)	55 (100)	42 (100)
市町の全従業者数に占める割合	33 (27.5)	87 (72.5)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	17 (30.9)	38 (69.1)	55 (100)	42 (100)

(注) 1 「人口」欄については、「住民基本台帳調査」(平成9年、15年、18年及び27年調査)及び市からの聴取により、「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、「事業所・企業統計調査」(平成8年及び13年調査)、「経済センサス-基礎調査」(平成21年調査)及び「経済センサス-活動調査」(平成24年調査)の結果に基づき、当省が作成した。

2 「人口」欄については、前回調査は平成9年と15年、今回調査は18年と27年を比較した結果、増加(上昇)又は減少(低下)した市の数を記載している。人口は、住民基本台帳における日本人口を基にしており、中心市街地の日本人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人口を推定している。

3 「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、前回調査は平成8年と13年、今回調査は21年と24年を比較した結果、増加(上昇)又は減少(低下)した市の数を記載している。事業所数及び事業所従業者数は、平成8年及び13年は日本標準産業分類の大部分類「公務」を含む全産業であるが、「経済センサス-活動調査」(平成24年調査)は公務を含まないため、21年及び24年は公務を除いた値により比較している。

4 人口、事業所数及び事業所従業者数は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等は行っていない。

5 ( ) は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑧-ii 市全体の人口動向及び中心市街地の人口動向

(単位：市、%)

区分	今回調査結果			
	増加		減少	
市全体の人口 (実数)	11 (26.2)		31 (73.8)	
中心市街地の人口 (実数)	増加	減少	増加	減少
	9 (21.4)	2 (4.8)	11 (26.2)	20 (47.6)
				計
				42 (100)
				計
				42 (100)

(注) 1 「住民基本台帳調査」(平成 18 年及び 27 年調査)及び市からの聴取に基づき、当省が作成した。

2 平成 18 年と 27 年を比較した結果、増加又は減少した市の数を記載している。人口は、住民基本台帳における日本人人口を基にしており、中心市街地の日本人人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人人口を推定している。

3 ( ) 内は割合を示す。  
なお、人口は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等を行っていない。

表 2-(2)-ウ-⑧-iii 全国値の指数の推移と中心市街地の指数の平均値との比較

区分	前回調査結果		今回調査結果	
	計画作成前	計画作成後	計画作成前	計画作成後
人口	平成 9 年	15 年	18 年	27 年
全国 (指数)	100	101.1	100	99.3
中心市街地 (指数)	100	97.7		
人口 10 万人以上の 55 市	100	100.9	100	100.9
事業所数	平成 8 年	13 年	21 年	24 年
全国 (指数)	100	94.5	100	90.9
中心市街地 (指数)	100	90.5		
人口 10 万人以上の 55 市	100	90.9	100	90.4
事業所従業者数	平成 8 年	13 年	21 年	24 年
全国 (指数)	100	95.8	100	91.5
中心市街地 (指数)	100	91.9		
人口 10 万人以上の 55 市	100	92.4	100	88.1

(注) 1 「人口」欄については、「住民基本台帳調査」(平成 9 年、15 年、18 年及び 27 年調査)及び市からの聴取により、「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、「事業所・企業統計調査」(平成 8 年及び 13 年調査)、「経済センサス-基礎調査」(平成 21 年調査)及び「経済センサス-活動調査」(平成 24 年調査)の結果に基づき、当省が作成した。

2 「中心市街地 (指数)」は、各市における基準年 (計画作成前) の値を 100 とした場合の各中心市街地の指数の平均である。

3 人口は、住民基本台帳における日本人口を基にしており、中心市街地の日本人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人口を推定している。

4 事業所数及び事業所従業者数は、平成 8 年及び 13 年は日本標準産業分類の大分類「公務」を含む全産業であるが、「経済センサス-活動調査」(平成 24 年調査)は公務を含まないため、21 年及び 24 年は公務を除いた値により比較している。

5 人口、事業所数及び事業所従業者数は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等が行っていない。

6 ( ) は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑨ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. ～5. (略)

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、不断に事業効果の検証、改善、実施といった P D C A サイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとする。同時に、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤ 内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

② また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。

③ 内閣総理大臣は、(1) ②及び(2) ①②の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ウ-⑩ 内閣府政策評価書(抜粋)

表 2-(2)-ウ-⑩-i 平成26年度実施施策に係る政策評価書(平成27年9月)(抜粋)

平成26年度実施施策に係る政策評価書								
(内閣府26-18(政策5-施策2))								
政策名	地域活性化の推進							
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定							
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。							
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度			
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0		
		補正予算(b)	—	—	—	—		
		繰越し等(c)	—	—	—	—		
		合計(a+b+c)	12.1	10.8	12.3			
	執行額(百万円)	5.7	4.5	3.5				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定							
測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値				目標値	達成
	年度ごとの目標	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		41%	—	—	—	41%	44%	60%
			—	—	—	60%	60%	未達成
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) <u>進展が大きくない</u> (判断根拠) <u>平成26年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、64指標のうち28指標の約4割であり、目標値である6割を達成できなかったが、昨年度の実績値からは改善がみられる。</u> <u>当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</u>						
	施策の分析	<b>【測定指標の達成状況】</b> 市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、予想を上回る域内人口の減少や長期にわたる景気低迷から地域経済が脱しきれていないこと等が挙げられる。また、東日本大震災による資材高騰・人手不足等により、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることや、事業進捗の遅れ(地権者との合意形成に時間を要した等)により計画期間内に竣工しない等)も実績数値の改善につながらない要因となっている。						
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> <u>平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</u> <b>【測定指標】</b> <u>市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、目標達成を目指していく。</u>						

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ウ-⑩- ii 平成 25 年度実施施策に係る政策評価書(平成 26 年 8 月)(抜粋)

平成25年度実施施策に係る政策評価書									
(内閣府25-18(政策6-施策①))									
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕								
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。								
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。								
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2	12	10	12			
		補正予算(b)	-	-	-	-			
		繰越し等(c)	-	-	-	-			
		合計(a+b+c)	2	12	10	12			
執行額(百万円)	1	5	4						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成25年6月14日「日本再興戦略」 ○コンパクトシティの実現 ・空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や起業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。								
測定指標	①認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	②期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
-		-	-	-	-	41%	60%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	60%			
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) <u>進展が大きくない</u>								
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、平成25年度末までに認定した155計画全てにおいて、国による認定と連携した支援措置が活用されており、当該支援措置は市町村の中心市街地活性化に向けた取組に寄与したものと考える。</li> <li>・測定指標②については、平成25年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回っている割合は約4割であり、目標値である6割を達成できなかった。</li> <li>・測定指標②は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、<u>施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</u></li> </ul>							
評価結果	施策の分析	(課題等) 測定指標②は、市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約8年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。したがって、今後、制度・運用の見直しや中心市街地活性化に対する民間事業者のインセンティブを高めるような取組を行う必要がある。 なお、測定指標①は目標を達成しているものの、施策目標の達成に向けて、各省庁と連携して支援措置の更なる拡充を図る必要がある。							
		(有効性、効率性) 認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、認定申請マニュアルの整備やホームページ等を通じた広報などにより、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めており、市町村の中心市街地の活性化に向けた取組に有効に機能した。							



<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、目標の着実な達成のため、引き続き推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標①は、認定中心市街地活性化基本計画で国による認定と連携した支援措置（認定を条件とした支援や交付金の交付率拡充、規制緩和措置など）の活用状況を測るものであるが、支援措置の活用はあくまで中心市街地活性化に向けた手段であり、政策効果を測る指標としては不十分であるため、平成26年度以降は、測定指標②に一本化することとする。</p> <p><u>目標達成に向けては、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講じる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく。</u></p> <p><u>また、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を改正し、基本計画のPDCAサイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った。</u></p> <p>以上のような取組を通じて、目標達成を目指していく。</p>
---------------------------	---

(注) 下線は当省が付した。

【参考】 平成 24 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）（平成 25 年 9 月）（抜粋）

平成24年度内閣府本府政策評価書（事後評価）								
（内閣府24-19(政策6-施策①)）								
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕							
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。							
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。							
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度			
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,645	2,311	12,102	10,802		
		補正予算(b)	—	—	—	—		
		繰越し等(c)	—	—				
		合計(a+b+c)	2,645	2,311				
執行額(千円)	803	1,603						
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分（抜粋）				
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。				
測定指標	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
	計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
—		—	—	—	32%	未集計(9月頃集計予定)	—	
年度ごとの目標値			—	50%	50%	50%	50%	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	認定中心市街地活性化基本計画は、連携した支援措置を受けることができた。						
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての中心市街地活性化基本計画において、連携した支援措置を受けることができた。</li> <li>平成24年度末で計画期間終了を迎える市町村のフォローアップ調査は、平成25年9月に取りまとめる予定。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <p>自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>						

表 2-(2)-ウ-⑪ 中心市街地活性化推進委員会関連資料（抜粋）

表 2-(2)-ウ-⑪-i 中心市街地活性化推進委員会開催要綱（平成 25 年 7 月 3 日施行）

中心市街地活性化推進委員会開催要綱

（開催）

1. 内閣府において、中心市街地活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（任務）

2. 委員会は、中心市街地の活性化に関する法律の施行状況、今後の制度運用の改善等に関する事項について調査・検討を行い、地域活性化担当大臣に助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）委員会は、学識経験者等の委員をもって構成する。  
（2）委員長は、構成員が互選する。

（招集）

4. 委員会は、委員長が招集する。

（会議の開催）

5. 会議は、構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
ただし、委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 会議は公開する。ただし、委員長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は、平成 25 年 7 月 3 日から施行する。

【参考】 中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】～中心市街地活性化推進委員会報告書～

中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】

～中心市街地活性化推進委員会報告書～

I. 現状評価・課題

1. 現状評価

- 平成10年の法施行以来、中心市街地の都市機能増進及び経済活力向上を総合的、一体的に推進
- 平成18年の法改正では、
  - ①内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設
  - ②都市福祉施設整備と居住環境向上の施策の追加等を措置
- しかし、法改正後7年が経過した現在、
  - ①目標達成状況は芳しくない※指標達成率29%
  - ②認定市街地の人口シェアは低下
  - ③中心市街地の事業所数、販売額等は減少

2. 今後の課題

- 投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まず民間事業活動は停滞
- 計画策定市町村は減少
  - ※平成18年改正前606市町村→改正後117市町村
- 実態に即した更なる取組が必要
- 実施体制が脆弱

II. 基本的な方向性

1. 目指すべき方向

①中心市街地活性化の意義

- 地方都市全体の活力向上の取組の一環として、当該市町村全体やその周辺地域を含めた「まち」全体の活性化を考えること
- 都市政策、産業政策等を総合的、一体的に推進

②中心市街地活性化の基本理念の共有

- 地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点
- 目指すべき中心市街地の在り方(基本理念)を地域関係者で共有

2. 地方自治体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- 理念等の共有や各取組を総括、コーディネートし、イニシアティブを発揮していくべきは市町村
- 地域の特色を活かしたビジョンを策定し事業を計画的、着実に実施

3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- 事業者は理念等に配慮して事業活動を行うことや地方自治体や国の施策の実施に必要な協力を行うことを期待

4. 国の役割 ～府省連携等～

- 中心市街地活性化、ひいては地方都市再興のため、中心市街地施策のみでなく、都市構造全体、公共交通等の取組と連携(府省連携)して総合的、一体的に施策を推進

III. 具体的な施策の方向性

1. 認定市町村の裾野拡大

- 特に「小さなまち」については、既存のストックがあれば、4事項※の内、特定の事項に新たな事業がなくても積極的かつ柔軟に認定【基本方針改正】
- ※基本計画の「市街地の整備改善」、「都市福祉施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の4事項

基本方針 第2章 3②a

2. 地域実態に即した柔軟な区域設定

- 都市の中に社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点が複数ある場合は、複数の拠点を一体として認定※【基本方針改正】
- ※複数の拠点が公共交通ネットワーク等で密接に繋がっていること等が前提

基本方針第3章 2(1)及び(2)

3. 広域的な調整

- 都道府県は、市町村の求めに応じて、条例等の活用により積極的に広域的な調整を行うことが望ましい【基本方針改正】

基本方針第12章 4

法第50条、中心市街地再興戦略事業費補助金、取得建物の割増償却等

4. 波及効果が大きい事業への重点支援

- 地元住民等の強いコミットメントがあり、周辺地域の経済活力をも向上させる波及効果が大きい事業を国が認定し、集中的に支援【法改正、予算・税制措置】

5. 実施体制の強化

①中心市街地活性化協議会の機能強化

- 市町村は中心市街地活性化協議会による、基本計画作成及び見直しの意見を尊重【基本方針改正】

基本方針第9章 1(2)

②まちづくり会社等の強化

- i) 事業性確保
  - まちづくり会社等が行う商業の活性化に資する事業を国が認定し、当該事業を行う者の信用度を増し、事業実施に伴う地権者等との交渉や資金調達等を円滑に進められる環境を整備【法改正等】

法第42条等

ii) まちづくり人材確保

- まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、まちづくり人材を育成するとともに、人材の掘り起こしを行い、人材市場を整備し、地域とのマッチングを図る【予算措置】

まちプロデュース活動支援事業

③住民参加

- 住民の主体的な取組等を引き出す「コミュニティ・デザイナー」といった外部人材の育成等を支援【予算措置】

地域コミュニティ形成促進支援事業

6. 計画目標、評価指標、フォローアップ(PDCA)の運用改善

- 地域の実情に即した独自の評価指標を自ら考え、設定
- 通行量等基礎データについては毎年把握し評価
- 認定基本計画は原則毎年フォローアップし、協議会機能を活用しPDCAを徹底【基本方針改正】

基本方針第2章 6

※都市構造全体・公共交通等の取組との連携

- 都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を推進【関係法改正】

都市再生法第81条等

(注)1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 中心市街地活性化基本の方針(平成26年7月25日一部変更)等を基に、当省が改正条文等を記載した。

表 2-(2)-ウ-⑪-ii 中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性（平成 25 年 12 月 11 日内閣官房地域活性化統合事務局、中心市街地活性化推進委員会）（抜粋）

### はじめに

- ・平成 18 年 8 月に現行の「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）が施行されてから 7 年が経過し、全国 117 市（平成 25 年 12 月現在）において基本計画が認定され、関係各省が連携して活性化に取り組んできたところであるが、中心市街地は依然として厳しい状況（空き店舗、シャッター通り）に置かれている。
- ・このため、内閣官房においては、平成 24 年 10 月に「中心市街地活性化評価・調査委員会」を設置し、精力的に活性化施策のあり方について検証を行い、平成 25 年 2 月 5 日に、今後の中心市街地活性化施策の方向性について「中間的論点整理」をとりまとめ、公表した。
- ・6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」では、「地方都市においても、まちなかへの集約化による都市構造の再構築を行い、人口が減少する中でも住宅・医療・福祉等の機能をまちなかに誘導し、都市の活力の維持・向上を図る」として「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る」ことが盛り込まれた。
- ・経済産業省では、産業構造審議会中心市街地活性化部会において、中心市街地活性化に関する具体的施策の方向性について議論が進められ、6 月 4 日に「中心市街地の再活性化に向けて（提言）」がとりまとめられた。
- ・国土交通省では、「都市再構築戦略検討委員会」において、人口減少、高齢化に対応した都市構造の再構築（リノベーション）のあり方について議論が進められ、7 月 31 日に「中間とりまとめ」がとりまとめられた。更に、コンパクトシティの実現及び移動機会の増大を図るため、地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築を目指して、現在国土交通省の交通政策審議会地域公共交通部会において、検討が進められている。
- ・このような議論を踏まえ、内閣官房では、中心市街地活性化施策の今後の方向性と具体的な取組のあり方を検討するため、それまでの「中心市街地活性化評価・調査委員会」を事実上発展的に再編し、7 月には実務者も含む多様な有識者からなる「中心市街地活性化推進委員会」を新たに設置した。
- ・設置以降、5 回にわたって、全委員によるプレゼンテーションを行い、活発かつ有意義な議論を重ね、今日の中心市街地が直面する諸課題について把握するとともに、制度のこれまでの運用実績を踏まえ、具体的な制度・運用の改善施策を検討してきた。
- ・については、中心市街地の活性化に向けて、以下の通り、制度・運用の改善の方向性についてとりまとめたところである。

## I. 現状評価・課題

### 1. 現状評価

#### (政策経緯)

- ・ 中心市街地活性化法は、平成10年の法（旧法名称「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」）施行以来、中心市街地が地域経済及び社会の発展に果たす重要な役割を有するとの基本認識の下、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを一貫して目的としている。
- ・ その上で、平成18年の法改正においては、急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、既存の支援内容では中心市街地の活性化に対して十分対応しきれないことを背景に、以下のとおり新たな制度が構築された。
  - 1) 平成18年の法改正前は、中心市街地活性化との関連性が薄かったり、効果の検討が不十分なまま、様々な事業を盛り込んだ総花的な中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）が多かったことから、支援措置の対象を実効性が確保された基本計画に基づく取組に限定するため、内閣総理大臣による基本計画の認定制度を創設した。
  - 2) こういった限定された認定基本計画に対して、都市福利施設の整備と住宅供給及び居住環境の向上に関する施策の追加を始めとした支援内容の拡充を図った。
  - 3) 更に、多様な民間主体が協議を行い、連携を図ることを促すとともに、それら民間主体による総合的な事業推進体制を確立する観点から、中心市街地活性化協議会が法定化され、基本計画策定時に市町村に対して意見を述べることができるとされ、基本計画策定プロセス等に地域の商工会議所等経済団体やまちづくり関係者が主体的に関与する仕組みが整った。
  - 4) 国の支援体制としても、中心市街地活性化を内閣の重要課題として総合的かつ一体的な推進等を行う国の主体として中心市街地活性化本部の法定化等の措置を講じた。
  - 5) また、こうした法改正に合わせて、いわゆる「まちづくり三法」の他の二法の見直しも行われ、都市計画手法を活用した郊外での大規模小売店舗の立地の適正化、大規模小売店舗立地法の特例により、大型店のまちなかへの出店に関する手続きが簡素化される途が開かれた。

- ・ 以上のように、平成18年の改正法の趣旨は、人口減少、高齢化等の急速に進展する課題を意識して、国の支援策を強化したこと、取組の実効性を高めるために地域における協議の場を確保し、基本計画に対して認定を与える等、国として中心市街地活性化への支援を強化した。
- ・ また、国の支援の集中的かつ効果的な投入がうたわれた背景には、改正法に基づいて取り組まれる中心市街地活性化が、人口減少社会における全国のモデルとして位置付けられるべきとの観点もあったと考えられる。

#### (現状評価)

- ・ しかしながら、法改正後7年が経過した現在、平成24年度末までに基本計画期間が終了した市町村において、目標を達成した評価指標は全体の29%であり、基本計画全体での目標達成状況は芳しくない。
- ・ 目標の達成率としては、通行量、施設入込数等が比較的高いのに対し、販売額、空き店舗率等の「商業振興による活性化」をテーマにした評価指標の達成率が低い傾向にある。
- ・ 中心市街地内外の指標をみると、認定市街地の人口シェアは低下し、依然として低い状況にあるとともに、中心市街地の事業所数、販売額は減少し、空き店舗は増加している。また、大規模小売店舗の出店件数、立地店舗面積とも中心市街地への立地は少なく、直近ではロードサイドを含めた中心市街地外や隣接市町村への立地は増加しているとともに、医療・福祉施設の郊外の立地も増加している。このように、中心市街地が地域全体の中で求心力を回復しているとはいえない状況である。
- ・ なお、中心市街地の施設の老朽化が進んでいる場合があり、防災上の観点からも対策が必要になる可能性がある。

## 2. 今後の課題

### (民間の事業展開の停滞)

- ・ 上記のような現状の背景としては、投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まないとともに、新たな事業活動も停滞していることが考えられる。中心市街地活性化が果たす役割が、中心市街地だけに視点が当てられているため、郊外部の住民の理解が得られにくい状況となっている。
- ・ また、居住用地の固定資産税の減免措置、老朽化した建物の固定資産税の低さ、取り壊し費用の個人負担等の土地所有者の個人の事情等により、土地の流動性が低くなっており、民間事業者が中心市街地で新たな事業を実施した

くても、その場所がない状況であるとの意見もある。

#### (計画策定市町村数の減少)

- ・ 法改正前には600以上の市町村が法に基づき基本計画を策定し国に提出していたが、法改正後に内閣総理大臣の認定を受けた市町村数は117（平成25年12月現在）である。
- ・ 内閣府が平成25年度に実施した中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受けていない全国の市町村を対象にしたアンケート調査において、全体の12%の市町村は中心市街地活性化基本計画の認定申請は行わないが、独自で中心市街地活性化のための計画を策定しているとの回答があった。内閣総理大臣認定の申請を行わない理由としては、「別計画や別事業による取組を予定している」、「認定要件のハードルが高い、認定要件を満たせない」、「中活法の必要性を感じない、対象となる事業がない」との意見が多く、制度・運用面での課題が明らかになった。
- ・ 商工会議所や地元有力企業、まちづくり会社等の民間企業から要望が大きかった一部の補助金が廃止され、民間企業が補助を受けられなくなったこと等から、民間の中心市街地活性化に対する取組のインセンティブが薄れている場合もあると考えられる。
- ・ このような状況を踏まえ、今後、市町村や民間企業等にとって魅力的な制度になるよう改善を図っていくことが必要である。

#### (実態に即した更なる取組)

- ・ 中心市街地活性化は、地域社会や地域経済の特性を踏まえた対応を図ることで、政策の実効性が上がるようにしていくことも必要である。その際、車社会の進展等により生活圏や経済圏が市町村を超えて広域になっているのに対し、現在の基本計画は市町村単位での認定となっており、広域的な取組を実施しにくい状況となっている。また、市町村内でも郊外ロードサイド開発が急増しており、中心市街地に限定した取組では限界がある。
- ・ 特に、大規模小売店舗の立地等については、基本計画の認定市町村のみによる取組だけでは、周辺市町村の郊外開発等の影響により効果が得られない場合が多く、市町村単位での調整に限界がある。
- ・ また、基本計画の運用面においても、事業の進捗状況を的確に把握し、地域の実情に応じた対応策を取るため、目標の達成状況に対する評価やフォローアップ、評価の反映方法についても再検討する必要がある。
- ・ いずれにせよ、地域の実情に即して都市の将来像や現在の課題に応じた活性化の方向性、それを実現するための中心市街地活性化の在り方についても検



討すべきである。

#### (実施体制の弱さ)

- ・ 現行法では、中心市街地活性化協議会がまちづくりを進める上で有用な組織として位置付けられているが、内閣府が実施したアンケート調査によると、開催頻度が1回以下の中心市街地活性化協議会が約4割となっており、単に市町村の意向を伝達する場であったり、既定の方針の追認であったりする例も多く、中心市街地活性化に資する事業の実施体制として形骸化しているとの指摘がある。
- ・ また、まちづくり活動の担い手としてのまちづくり会社等における人材の確保や運営の基礎となる財政基盤の強化に向けた収益性の確保、更には地域住民の参加も課題となっている。

#### (更なる環境変化を踏まえた対応)

- ・ 人口減少、少子高齢化、買い物弱者の増加、インフラ維持コストの増大、公共交通の衰退等、中心市街地を取り巻く環境は大きく変化し続けており、中心市街地活性化制度については、環境の変化に対応した制度・運用の見直しが必要である。

## Ⅱ. 基本的な方向性

### 1. 目指すべき方向

#### (中心市街地活性化の意義)

- ・ 中心市街地活性化は、単に疲弊した中心市街地や商店街の活性化を目的とするものでなく、人口減少、高齢化等の我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが必要である。
- ・ 地方都市の再興に向けては、コンパクトなまちづくりを図るための都市構造の再構築、具体的には住居のみならず、医療・福祉といった機能のまちなかへの誘導、地域公共交通の充実等が重要となるが、中心市街地活性化は、こうしたまち全体の活性化の取組の中で、特に重要な役割を担うと考えられる。
- ・ 今後、中心市街地活性化を進めるに当たって、上記のような認識に立って、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組んでいくべきである。

- ・ 言い換えれば、中心市街地活性化を考えることは、将来に向けた当該市町村全体やその周辺地域を含めたまち全体の活性化を考えることになる。従って、中心市街地の将来像とともに、場合によっては自然環境保護や農業、観光振興等郊外の将来像も併せて示していくことで、中心市街地と郊外との役割や機能の明確化等を図り、郊外部も含めて地域住民全体が一層具体的に中心市街地活性化を意義あるものと実感できるようにすべきである。
- ・ また、中心市街地活性化制度は、都市政策及び産業政策等の総合的かつ一体的な運用を可能にする総合調整機能を有する枠組みであるという大きな意義を認識し、その枠組みを十二分に活用していくことが必要である。

#### (中心市街地活性化の基本理念の共有)

- ・ このような中心市街地活性化制度の意義を十分に踏まえた上で、中心市街地活性化を効果的に実現していくためには、これに関わる市町村、地域住民、民間事業者、更にはNPO、地域金融機関、地域交通事業者といった関係者間で、まず地域ごとに「活性化とは何か、何を目指しているのか」等、目指すべき中心市街地の在り方（基本理念）を共有していくことが必要である。
- ・ 具体的には、中心市街地は、地域住民の暮らし、学び、遊びといった生活の場であり、そして人々が交わり合いコミュニティを形成し、かつ消費や経済活動が行われる交流の場、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい市街地コミュニティの場であることを認識すべきである。
- ・ その上で、目指すべき中心市街地を具現化するためには、中心市街地活性化に関わる主体である市町村、地域住民、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等が中心市街地活性化協議会の場等を通じて、各主体が中心市街地活性化について濃密な議論を交わし、適切な役割分担の下で、各主体が個別の中心市街地活性化事業に主体的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ このような各主体の取組については、国はこれまでも効果的かつ効率的に実施されるかどうか等の観点から認定を行い、当該認定を受けた基本計画に基づく取組に法の支援対象を限定してきたところであるが、特に地域全体への波及効果が大きい意欲的な取組に対して、限られた政策資源を更に集中させ、中心市街地活性化を各地で効果的に実現していくことが必要である。

## 2. 地方公共団体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- ・ 上記の目指すべき中心市街地の在り方の共有や各取組を総括、コーディネートし、中心市街地活性化のイニシアティブを発揮していくべきは市町村であ

る。目指すべき中心市街地の在り方の共有等に当たっては、まず、自らのまちの現状やその抱える課題について、市町村が中心になって客観的な分析に基づく事実関係等を広く明らかにし、地域住民や事業者の問題意識を高めることが必要である。他方、市町村は、後述する中心市街地活性化協議会の機能も活用しながら、地域住民や事業者の声に耳を傾けていくことが必要である。

- ・ このような地域住民や事業者の意見等を踏まえて、地域住民に対し、まちづくりの将来を見据えたビジョンやシナリオを策定し提示していくこと（場合によってはベストケースやワーストケースの両方のシナリオを提示していくことも有効）が必要である。
- ・ その際、全国のあらゆる中心市街地が置かれている状況は様々であり、地域の特性等を十分に踏まえた取組を行わなければ、効果的な成果をあげることは困難と考えられるため、市町村は、当該地域が有する地理的、自然的、文化的な特色を活かすとともに、地域の経済情勢の変化を考慮し、国の方針を踏まえつつ、中心市街地における都市機能や商業機能等の既存ストックを最大限有効に活用し、事業者と連携した活性化に資する効果的な事業を盛り込んだビジョン等を策定していくべきである。
- ・ 更に、広域的な視点で、周辺都市との相互補完関係を踏まえ、周辺地域との差別化を図り、どのような都市機能や商業機能等を強化していくかを考え、効果的かつ効率的な事業や投資を進めていくことも検討すべきである。その際、市町村においては、様々な機会を通じて都道府県はもとより隣接市町村との積極的な意見交換等を行い、中心市街地活性化に係る問題意識について共有を図っていくべきである。
- ・ このようなビジョン等に基づき、市町村は、中心市街地活性化制度における都市機能増進や経済活力向上のための多様な各種支援制度を十二分かつ効果的に活用し、中心市街地活性化の各事業を着実かつ計画的に実施していくことが必要である。
- ・ また、上記のように生活圈・経済圏が市町村を超え広域になっている実態を踏まえ、大規模小売店舗立地等の調整を含め、基礎自治体である市町村のみでは限界がある場合には、市町村の要請に応じて、広域自治体である都道府県が一定の役割を担うことが望まれる。

### **3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～**

- ・ 中心市街地活性化を実現するためには、市町村と並んで、民間事業者、NPO、地域金融機関等の取組や協力が不可欠である。これらの実施主体の活動は、都市機能の増進や経済活力の向上の原動力となるため、事業者は自由な

事業活動を行うことが基本であることを踏まえつつも、目指すべき中心市街地活性化の方向性を示した上記中心市街地活性化の理念や意義に配慮して事業活動を行うことや市町村や国の施策の実施に必要な協力を行うことが期待される。その際、市町村との連携はもちろんのこと、必要に応じて、まちづくりに関係する多様な主体と、まち全体のプランニングから具体的な中心市街地活性化事業の実施、効果の検証に至るまで緊密に連携し、各実施主体が一体となって中心市街地活性化に向けた取組を行っていくことが期待される。

#### 4. 国の役割 ～府省連携等～

- ・ 中心市街地活性化は、本来、地域が自主的かつ自立的に取り組むことによって実現されるべきものである。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済の情勢変化に対して、現行の中心市街地活性化施策が十分に対応できたものとなっておらず、全国的に問題が深刻化している状況を勘案すると、単に一地域の問題としてではなく、国全体で取り組むべき重要課題であると認識し、国が中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進する必要がある。
- ・ そもそも、中心市街地活性化施策は、「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」及びこれらと一体的に推進する公共交通に関する事業を総合的かつ一体的に推進する必要がある、多岐に亘るため、関係府省がより連携を密にして市町村の取組を支援すべきである。
- ・ 更に、中心市街地活性化の意義で述べたように、中心市街地活性化、ひいては地方都市全体の再興を実現していくためには、中心市街地への活性化施策のみでは自ずと限界があり、中心市街地と郊外との機能分担を踏まえつつ、都市構造全体、公共交通等との連携を図っていくことが不可欠である。具体的には、都市全体のビジョンに基づき、既存ストックの活用を含めた都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を強力に推進すべきである。その際、生活者のニーズを踏まえて整備していくことが必要である。
- ・ また、国は、上記中心市街地活性化制度の理念・意義について、首長を始めとした市町村関係者へ積極的に周知していくことが必要である。その際、全国各地、様々に地域の背景、特色等違いがあるが、市町村の規模等に応じて、成功例を提示していくことも有効だと考えられる。こういった成功例になら  
って、各市町村が中心市街地活性化に取り組むことが期待される。

(注) 下線は当省が付した。